

〈 要件の確認 〉

- ①国際厚生事業団は、受入れ機関の募集時に、受入れ希望機関が上記の要件を満たしていることを確認した上で、フィリピン人のあっせんを実施します。
- ②フィリピン人候補者の入国後は、上記の要件の遵守状況等を受入れ機関から国際厚生事業団を通じて、年1回、国に報告することとなっています。（資格取得後は3年に1回となります。）
- ③また、国際厚生事業団は、国の交付金により、年1回、候補者の受入れ施設に対して巡回訪問を行うこととしております。